

## 【別海地区】別海町自治基本条例 地域説明会

日 時：平成 23 年 1 月 19 日（水）

19 時 00 分～20 時 45 分

場 所：別海町役場 101・102 会議室

参 加 者：46 名（男性 39 名・女性 7 名）

町側参加：町長、副町長、総務部長、

総務部次長、策定事務局（総合政策課）

議会参加者：佐々木委員長、横堀委員（※議会運営委員会）



## 別海地区 地域説明会次第

1 開 会 （総務部長）

2 開会の挨拶 （町 長）

本日は、別海町の自治基本条例地域説明会と  
言うことでご案内を差し上げたところですが、  
また、夜分にも関わらずこの様に大勢の方々に  
お集まりいただきました。心から御礼を申し上げ  
たいと思います。

また、日頃から皆様には町の行政を進めるに  
当りまして、特段のご理解とご協力を賜り厚く  
御礼を申し上げます。

これまで自治基本条例の制定に向けた中でそ  
れぞれ農漁協・商工会・各地区町内会・各種団体、また、公募の委員等で構成される「みんな  
でつくる自治基本条例検討委員会」を始め、また、議員の皆様にご検討を頂いていること  
に、まず感謝を申し上げるところで御座います。

さて、この様な取組みの中で、作成をされました「別海町自治基本条例」の草案がまとま  
りましたので、策定の前に広く町民の皆様にお知らせ致したく、この説明会を開催する運



びとなりました。

これから策定をされる自治基本条例を別海町にふさわしい条例とするために、町民の皆様のご尽力を頂き、力を合わせて策定していきたいと考えている所で御座いますので、皆様方の率直なご意見、また、ご提言等今日のこの説明会に於きまして、いただければ大変有り難いと思っていますところで御座います。

是非、遠慮のないご意見をいただきたいと思いますところで御座います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 3 職員紹介（総務部長）

### 4 別海町自治基本条例の制定について（総務部次長説明）

- （１）自治基本条例とは
- （２）条例制定の意義（なぜこの条例が必要なのか）
- （３）策定体制について
- （４）別海町自治基本条例（策定経過及び予定）スケジュールについて

### 5 別海町自治基本条例（草案）について（事務局説明）

- （１）「別海町自治基本条例」の構造（案）について
- （２）別海町自治基本条例草案（逐条解説付き）

### 6 質疑応答（総務部長）

#### 意見内容

○この説明会とパブリックコメントの位置関係、私なりに疑問を感じていることを述べさせていただきます。

地域説明会がパブリックコメントの最中ですよ、25日までですからこの中でやった理由、私の意見と致しましては、パブリックコメントをやる前の一回目の地域説明会、そして、パブリックコメントは短い期間であっても良いがそのパブリックコメントを「1次パブリックコメント」としまして、終わった段階でもう一度「地域説明会」を開催するなどして地域説明会の間に「パブリックコメント」を入れることが出来なかったのでしょうか。

（総務部長）

この、自治基本条例を策定するに当って、事前にスケジュールを組んで参りました。先程、次長の方からも説明致しましたけれども、資料の9ページになりますが、「全体スケジュール」の中で、パブリックコメント・町民と言うことで右側の欄になります。この計画を策定するに当って、まず基本的には、今年の3月の定例会議決をしていただきたい、



その3月の策定、或いは、4月からの施行に向けての自治基本条例策定の作業に向けて進めて参りました。その中で、事務局として草案づくりの前に“たたき台”を作るところから始めまして職員のプロジェクトチーム、みんなでつくる自治基本条例検討委員会、それから庁内での検討委員会或いは、議会の各委員会での説明、それらの説明等進めていく中で、ある程度の意見等を聴きながら町民の皆様について説明会を開くか、パブリックコメントをいつにするかと言うことで、スケジュールを決めて参りました。

何回か、町民の皆様方に地域説明会ができれば本当は良かったが、実際には時間がありません。3月末まで条例化したいと言うことで考えておりますので、その中でこの表にも御座いますけど、ホームページで色々検討した内容については、委員会の会議録全てホームページの方に掲載しまして、状況についてお知らせしてきたところで御座います。

先月の12月28日から今月25日までパブリックコメントをホームページ上で行っております。それに合わせて、当然、全て細かく地域説明会で説明できれば良いのですが、全文を細かく説明するとなったら時間がかかります。その中で、パブリックコメントをしながら、また、地域説明会もしながら、地域の説明会で出たご意見、或いは提言等々、パブリックコメントを行いながら出てきたコメント、或いは提言等を一緒に合わせましてそれをまた、みんなでつくる自治基本条例検討委員会の町民の方に集っていただき、検討していただく検討会で御座いますので、その中にまた戻しまして、検討を重ねながら議案として作って議会に提案したいと、そう言う考えがありまして、住民説明会の回数については最初から1回と言うことで想定しスケジュールを組んで参りましたので、ご理解頂きたいと思います。

○前文を策定するに当って、ざっくりばらんに言って綺麗ごとばかりじゃないかと思えます。

一般に別海町と言う場合には、色んな課題を抱えていて、そう簡単なものじゃないと、夢ばかりある様な形じゃないなあと感じている、やっぱり前文とあれば、例えば酷な開拓の歴史をもっているし、過疎、例えば矢臼別演習場などと言う負の遺産もある訳で、そう言う事が一言も触れていないで、せいぜい、

「昭和7年の大冷害」と言うことが、出てきたと言うことであって日本一の酪農のまち、

事実そうではありますけど、ただ、日本一の酪農のまちと言うだけでは、その裏には色んな問題なども語られていないと言うか。そんなに別海町は気楽な町じゃないと言う色々な不備な条件、厳しい中でその中からまちづくりをどう進めていくかと言う様なことが、例えば演習場があるとか言うことではなく、その理念の中にそう言うものが含まれる表現が欲しいなあと言う思いから、そう言う論議がなかったでしょうかと言う点が1点です。

それからですね、自己責任とかを最初から謳っているの、ちょっとこれは“まゆつば”かなあとの思いも無い訳じゃないんです。具体的には例えば、19条の3項目その後段に、「その発言や行動に責任を持つよう努めます。」とか、これなんかはどの様なことを想定してるのかちょっとお聞きしたいとも思いますし、それから、相応の負担の問題「まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとします。」とその通りではありますけど、やっぱり、わざわざこう言うことを自治基本条例に謳わなければならないのかと疑問を持ち



ます。

解説の中でも、「分担金、使用料、手数料、受益者負担金等、法令又は条例等の定めるところによって町民に課す全ての負担を意味します。」わざわざ解説書で何か意図がありそうな、そう言う気がします。

それで、この様なことは規定しなくても良いのではと言うことを思いつつ、住民を縛る形での表現と言うのはいかがかなと思いますので、そのことについて、適切にお答えいただければありがたいと思います。

（総務部長）

「綺麗ごとばかりじゃないか」と言うことで御座いますが、これからのまちづくりと言うことで、「負の部分」と言うのは、実際に原案を作っていく中で、そう言うことは前文の検討中には入ってきておりませんでした。私たちも当然、矢臼別演習場のことは忘れたことも御座いませんし、ただ、前文を作っていく中でそう言う話が出てこなかったことは事実であります。

それと、解説の部分で御座いますが、これは皆様が解りやすいように書いているもので御座いまして、実際の条例になりますとこの部分は無くなってまいります。全て、「各章」と「第〇条第〇項」としか出てきません。

解説はあくまでも、皆様に出来るだけ解りやすく説明するために付けてあります、ちょっと書き過ぎたところもあるかと思いますが、説明がくどくなったところもあるかもしれませんが、この様な意見につきましては、今後の「みんなでつくる自治基本条例検討委員会」の方にもこういう意見があったと言うことや、これからの意見を伺いながら条例に反映して行きたいと思います。

○ 第20条の事業者と言うところで、「コンビニ・スーパー」等は事業者と言うところにはいるのか。

（総務部長）

町内で事業活動を行っている者をいいます。となっておりまして、当然入ってきます。

○積極的に地域活動に参加してもらおうと言うことですね。

（総務部長）

寄与するよう努めます。と言うことですので、事業者側にたった条文となっております。

事業者の方々についてはここにも書いてありますが、「まちづくりの一員として積極的に地域活動に参加し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。」自分たちからの言い回しになっておりますのでこちら側から強制的にやってくれと言うような条例では御座いません。

○ これは実際のもではなく説明用に作ったものと伺いましたが、細かい所まで見られているなあと思いました。

ただ、これが実際に基本条例を使って住みよいまちを作って、それは一人ひとりの町民にも関わっている、その意識が文章上は情報公開します、みんな一緒にやりましょうですが、一人ひとりの立場から言うと、これを実現させていくと言うのは本当に大変なことではない

かと思いますが、これを実現させて行かなければこれからの地方のあり方でそれは先行しなくなってしまうのではないか、それだけ一人ひとりに責任を持たせると言うか、持たなければならない地方づくりをしていくことになると思います。

それだけに、今までの流れのままではなくて、一番大変なものは町内会活動だとかコミュニティの小さい市街地等では割りとやり易いと思いますが、別海の市街地だとかにして見れば、非常に色々な環境の違う人たちが、住んでいて意見交換しみんな共有していこうと言う取組みは、もう大変な事だと思います。

「お年寄りも沢山増えてくる」・「障がいを持っている人もいる」、そう言った人たちも別海町で良かったと思える町にしていくために具体化をどうするかと言う点では、もっともっと論議、それぞれの段階で論議はやってもやってもやり尽くせない位やらなければならない事だと思います。

住民に負担はかかりますけど、これを出来れば健康問題も予防からきちんと出来るし、小さい時から助け合ったり出来る、改善しながらこれを直していくということなので、これは良かったと思います。

先程も出たのですが、前文の中で、日本一の大きな酪農のまちと言われているが、これは一番多かった酪農の件数から言えば、私の知っている点では2千300戸位あったんですが、今は800戸あるかないかの状態だと思うのですが、そう言う中で夢の持てる具体的な点でそれを引き上げていく地方自治、第1次産業をもっと遠くを見ないで自分の住んでいるまちに視点を当てた豊かなまちづくりに進めていくような方が具体化されれば良いかと思いました。

(総務部長)

この自治基本条例は、あくまでも自治の基本的な部分と言うことで御座います。

お話しのあった事につきましては、当然一人ひとりのコミュニティも含めてですね、色々な考え方これから協働のまちづくりを進めるに当って当然に必要な部分、協働のまちづくり指針こう言うものをみんなでまた作っていきながら具体的な今回の基本条例と言うのは、例えば情報公開・個人情報の保護これは全て条例が別に御座います。このうえで、本当に基本的なことも条例化しようと考えています。

住民投票の条文も御座います。これらに付きましても条例で住民投票を行うことでこの自治基本条例で決めると言うものでは御座いません。

全てが他の条例で色々と仕事を進めて行くような形になります。

その上に当る、言い直せば逆に基本的な部分をこうだと、それを条文化したと言うことでご理解をして頂きたい。

この条例を基に先程から「見直しをします。」と言っているように色々な条例等見直しも必要となってきますし、皆さんと協働のまちづくりを進めて行くに当っては当然に指針づくり、どうやったらこの自治基本条例に基づきながらまちづくりを進めるかと言うことを、皆さんと一緒に考えて行かなければ良いまちづくりは出来ないと考えております。

何回も言うようですが、あくまでも基本的な部分、自治基本条例ですので最高規範と言うことで、具体的に色々な、例えば第1条からはじまって第45条まで御座いますので、基本的な部分と言うのは先程次長の方からあったように、道内でも42ヶ所、全国でも148ヶ所位の自治体で、もう既に自治基本条例が施行されております。その様な他の自治体での取組みも参考にしながら、職員が原案をまず“たたき台”として作って、色んなまちの自治基本条例はもっと条文が多いところや少ないところが御座います。ただ、基本的な部分は必

要で大切なのはこの条例に基づいて、どの様な取組みをして行くか、そちらの方が大事だと思います。

○情報の体制ですが、これから色々な問題が出てくるかと思いますが、それはどの様にして、どういう手段であるおつもりですか。

例えば、他の町村を出しては失礼ですが、住民投票があつてその住民投票が1／3以上が・・・などと色々なことがあると思いますが、どの様な手段になるのでしょうか

（総務部長）

自治基本条例は全て説明出来なく申し訳ございませんでしたが、住民投票のところは8ページに掲載しております。

この説明の中にも、住民投票の必要な部分については第16条の3項で書いてあり、解説の9ページ上段にあります「住民投票を行う際は、事前に十分な情報の共有や、町民参加による協議の場を経て・・・その住民投票の結果については、議会・町長の双方が尊重しなければならないと定めています。」

※【個別設置型住民投票制度】とは、住民の意思を確認する必要が生じた都度、住民の直接請求や議会又は町長の住民投票条例案の提出により、議会の議決を得て制定されるものです。

その住民投票が必要な場合、どう言うことが起きるかによってその時に条例を作つて対応していくとなっておりますので、今、具体的なものは用意しておりません。

○例えば、町民の半数とか2／3とか言うことは決まっているのですか。

（総務部長）

例えば、何歳からだとかも含めて、それは別に条例で定めながら住民投票をして行くことになります。

○それから、別海町自治推進委員会の委員の選定は誰がどの様に進めて行くのですか。

（総務部長）

「別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会」と「別海町自治推進委員会」とは違ひまして、「別海町自治推進委員会」は、条例の見直しでチェック機関を設けることとしと謳っておりまして、今後、この条例が社会情勢に適しているかなどと定期的にチェックしていくか見直しをするためのチェック機関でありまして、また、自治推進委員会は決めておりません。具体的にどう言う風にと言うことは、この条例が施行されてからになるかと思います。

補足説明としまして、「別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会」で色々検討していただいておりますけど、この方々の人選にしても各団体をお願いしたり、公募をしたり、残念ながら公募については人数が少なかった訳で御座いますけど、それと職員の3名の全員で41名により原案について検討をしていただいている所で御座います。

○パブリックコメントの1月中旬に結果公表と謳っておりますけど、結果公表の時期は実際に中旬でよろしいのかどうか。



結果公表の仕方、どの様な方法ですか。

(事務局)

結果の公表についてなんですけども、結果の方法の仕方についてはホームページの方でこの意見がありましたと、それに対して、この様な形にしたいと結果をホームページに掲載したいと考えております。

結果公表の時期、1月25日まで意見を募集していますので、今の段階ではいつ頃とは言えませんが、1月下旬から2月上旬にかけて結果を公表していきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○それと全体で2月上旬に結果に基づく自治基本条例検討委員会と言うのがありますよね、この検討委員会に結果公表が町民の知る前にこの検討委員会が行われる可能性があると言うことですか。

(総務部長)

パブリックコメントの結果については、皆様にお知らせしますが、検討委員会の方にも伝えて参ります。

今までの手法は、全てこのようになっておりまして、色々な意見が出た部分を「みんなで作る検討委員会」に持って行って、そしてまた、「職員P」で検討したり、「庁内検討」したりと、そこで、今回もパブリックコメントの意見はこうでしたなどと意見については、スケジュール表では重なっておりますけど、皆さまにもお伝えしますし、「みんなで作る検討委員会」等にもお伝えいたします。

○文章的には良く出来ていると思いますが、例えば、こういった場所に出て意見を言える人は意見を取り入れられたり、意見が反映されたりするが、まだまだ意見があっても出てこない部分と言うのは相当あると私は思っています。

そう言った部分をどうやって反映させて良い町にするかが私は大事なことはないかと思っています。

私はボランティアをしておりますけど、ボランティア活動を盛んにして豊かなまちにしようと、ここにあったらいいなあと私なりにそんな風に思っている一人です。

なかなか、まちづくりといっても「施設を作る」などと、今も病院の工事をやっていますが、なかなかそこに係わっている人との意見とか思いとか反映されていないと私は思っています。

どこかで決まってしまうと、設計が決まって「ハイ出来ました。」と、どの様な順序で決まっていくかは解りませんが・・・。

私は、ボランティアで雪かきをしますが、何か施設を作る時も除雪をする人の立場も考えて、施設の駐車場にしても除雪をする人も大変苦労していると思います。

作る時に、除雪する人の事まで考えて、まちづくりする。そう言ったことを具体的に盛り込んでいけたら良いと思います。

(町長)

貴重な意見をいただいたところですが、当然そう言ったことが今日まで色々あったと思います。



従って、そう言うことがなるべく少なくなるよう全部とは言えませんが、その為にこの「自治基本条例」が必要だと言うことなので、やはり、町民の皆様は、行政のサービスを受ける権利がある、それも町民の皆様のなるべく望んでいるサービス、その全てをなかなか町は出来ない時もありますので、従って町民の皆様と協働して一緒にやってなるべく町民の皆様の本当に求めるものをしっかり町もやっていこうと、それにはきちんと情報を公開して、もちろん町も出来る限り町民の皆様の色々なお話を頂き情報を聞く、また、町民の皆様が積極的に町に向かって発言をして頂ける、まさに町民の意思に基づいた行政をどうやって運営をして行くか、そしてなるべくそう言う事に早く自治の行政運営をして行こうと言うその為の条例で御座いますので、是非、これに基づいて行政運営が行われていく、その為の自治基本条例で御座いますので、色々な思いもあると思いますが、そう言うことを少しでも減らしていくための自治基本条例だと認識していただければ良いかと私は思っております。

○地域コミュニティのことでかなり書かれておりますので、一つだけお願いをしたいと思っております。

地域コミュニティの町内会や自治会にかなりの負担のかかるような文言がありますが、この条例が策定されて執行された後の一般町民への周知をどのような形で考えているのかと言うことですが、それらも自治会・町内会にと言うのか。

別海広報とホームページで広報すると言うのであれば、無駄なことだろうと、その情報源をもっていない町民や、一般的なものに目を向けない町民にいかに周知するかがこれからの大事な点じゃないかと感じています。

(総務部長)

一応、条例化となりまして施行することになると、今のところこの条例のパンフレット等について全戸配布を考えています。

配布方法については、広報等と一緒に、また、町内会の方をお願いすることになるかもしれませんが、郵送でということも考えなければならないかと思います。

その方法については、決めておりませんが、どちらにしても印刷しまして町民の皆様に全戸配布という事で考えております。

○全戸配布された時に、何名の方がその条文を読んで理解されると見込んでおられますか。

(総務部長)

出来れば全員の全世帯の方々に目を通して頂きたいと思っておりますが、その他にもホームページでも条例については、お知らせします。

○それでは周知徹底されないのでは、だから行政の人たちが例えば職場に出向いて説明して欲しい。そうしないと町内会活動に一生懸命参加しようと我々が声を大にしても来ない、そこが一番町内会活動のネックになっているところであり、地域住民がこの条例を知らないとなんの意味もない訳で、それを周知徹底させることを皆さんで考えて、町内会活動に参加している人はお互いに情報のやりとりをしていますから理解して下さるけど、その辺に最初





から関心を持たない人たち、その辺を周知徹底して頂きたい、そうすると、町内会活動・自治会活動がやりやすくなって来ると思います。

(町長)

町内会の現状を心配しているところでもあり、充分解ります。

我々もどう全町民の皆様に周知できるのか、これから真剣に検討させていただきたいと思っています。

また、色々なアイデアがありましたら宜しくお願い致します。

○14条の解説の中で、(2)の意見交換会への参加、具体例として、「町長と話ませんか」「町長と話そう」「ミルクミーティング」と書かれていますけど、それぞれ特性のある会だと思いますが、町民に周知しているか、承知しているか、これは非常に町民の意見を聴取する手段としては良いことだと思うので、町民が知らなければ何の役にも立たないものになってしまうので、これをもっとPRするとか。働きかけについて話されているのでしょうか。参加した方がいらっしゃるのか、内容も知りたいし、実績も教えてほしい。私自身知らなかったの、これだけ解説に載っているものですから。

(町長)

どの位の町民の皆様が知っているかについて、把握は難しいと思いますが、広報等を通じてこう言う形でやりますと言うことで、申込みがあれば人数もそんなに問いません。出来れば4～5人以上の団体で。

現在、サークルの方が多いのか、地域の方とか、いずれにしても陳情会になってしまうと毎年やっても意味がないと言うこともありますし、ちょっと視点を変えて地域の今までのようなことではなくて陳情会のようなことにならないで、色々な話しや、困っていることもあるだろうと言う事ことで行っています。

例えば中小企業振興条例は平成19年に最初にやった頃に地域の懇談会の中で、こう言うご意見を頂いて早速取組んだと言うこともありますし、福祉や障がい者関係の色々なことを言われておられますが、出来る限り行政の政策に取組んで行くことについては、今日まで貴重なご意見等を無駄にできてないと思っています。

(総務部長)

21年度「町長と話ませんか」4団体で77名

22年度「                    〃                    」2団体で25名   計6団体102名

21年度「ミルクミーティング」3団体で33名

22年度「                    〃                    」ありませんでした。

お話しのあったように、これからも積極的にPRしていきたいと思っています。

○基本条例と言うことは、文章で書いてあると非常に読みづらいと言うか、一見して解るような構造図と言いますか、体系図だとか章とか条とかに分かりやすく表示出来ればと思っています。

例えば、町民はこんなことやりたい、こんなグループを作りたい、と言った時にどう言う風にそれが支援されるのだろうかと言った様なことがあるんですけど、このコミュニティのところにありましたけれども、そう言った一見して分かるようなことが出来ると良い

と思います。

難しいかもしれませんが、出来るだけ図式と言いますかそういうものが出来たらと思っています。

（総務部長）

これからの公表に合わせて、公表に体系図・構造図を検討して参りたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○役場のホームページってどの位の人が見ているのかお知らせ下さい。

（総務部長）

今即答出来ません。後ほどお答えします。

## 7 閉会の挨拶（町長）

今日は夜分にも係わらず大勢の皆様がお越しを下さいまして、ただ今それぞれ大変貴重なご意見を頂きました。

今後、最終的にこれらの意見につきましても検討委員会の方で検討されるものと思っております。

いずれに致しましても、この「自治基本条例」につきましては活きた条例にしなければなりません。

従って、今、町民の皆様はこの条例の趣旨を含めて理解を頂いて、そしてこの条例が活かされていくことが、これからのコミュニティ含めて別海町の住民の皆様にも別海町の中で本当に安心して生き生きと暮らしていけるという活力あるまちづくりに繋がるものと思っておりますので、是非、そういう意味で皆様にも機会があれば、また多くの町民の皆様にも言っていただきたいと思いますと思っております。

いずれに致しましても、今後、周知の徹底について検討して参りたいと思っております。

是非、このまちの「憲法」と言うべき条例でありますので、活きた条例として制定するように最後まで頑張って参りたいと思いますので、よろしくお願い致しますと思います。

## 8 閉 会（総務部長）

